

横浜市記者発表資料

平成 29 年 4 月 28 日
道路局河川管理課

河川・水路占用料の誤徴収について

平成 29 年 3 月 24 日に記者発表した神奈川県神奈川土木事務所における河川・水路占用料の誤徴収の事案が判明したことを受け、同様の事案がないかを道路局河川管理課及び他の 17 区の土木事務所において調査を実施しました。

その結果、河川管理課及び 9 区の土木事務所において、誤徴収の事案が判明しました。

このような不適切な事案があったことについて、深くお詫び申し上げるとともに、再発防止に向けた取組を徹底します。

1 調査結果

文書保存期間である平成 23 年度から平成 28 年度までの 6 年間における状況を調査したところ、過大徴収が計 10 件で 75,562 円、過少徴収が計 7 件で 60,391 円あることを確認しました。

このうち、時効が成立していない平成 25 年度から平成 28 年度までの過大徴収、過少徴収については、占用者の皆様に個別に説明を行い、それぞれ占用料の還付、請求手続きを行っています。

(1) 過大徴収

	占用料別	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	合計
河川管理課	水路	1,800 円	1,980 円	1,980 円	1,980 円	1,980 円	1,980 円	11,700 円
						7,584 円	7,584 円	15,168 円
西土木事務所	水路			1,692 円	1,692 円	1,656 円	1,656 円	6,696 円
港南土木事務所	河川	2,450 円	2,800 円	2,800 円	2,800 円	2,800 円	2,400 円	16,050 円
	水路	200 円	220 円	220 円	220 円	220 円	220 円	1,300 円
旭土木事務所	水路			540 円	540 円	520 円	520 円	2,120 円
				4,042 円	4,042 円	3,956 円	3,956 円	15,996 円
							92 円	92 円
金沢土木事務所	水路	960 円	1,080 円	1,080 円	1,080 円	1,040 円		5,240 円
緑土木事務所	水路						1,200 円	1,200 円
計		5,410 円	6,080 円	12,354 円	12,354 円	19,756 円	19,608 円	75,562 円

(2) 過少徴収

	占用料別	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	合計
港南土木事務所	水路	▲ 2,000 円	▲ 2,280 円	▲ 2,280 円	▲ 2,280 円	▲ 2,280 円	▲ 2,280 円	▲ 13,400 円
		▲ 2,400 円	▲ 2,600 円	▲ 2,600 円	▲ 2,600 円	▲ 2,600 円	▲ 2,600 円	▲ 15,400 円
青葉土木事務所	河川						▲ 1,395 円	▲ 1,395 円
戸塚土木事務所	水路		▲ 1,504 円	▲ 1,504 円	▲ 1,504 円	▲ 1,472 円	▲ 1,472 円	▲ 7,456 円
栄土木事務所	水路						▲ 21,552 円	▲ 21,552 円
泉土木事務所	水路			▲ 108 円	▲ 108 円	▲ 114 円	▲ 114 円	▲ 444 円
				▲ 188 円	▲ 188 円	▲ 184 円	▲ 184 円	▲ 744 円
計		▲ 4,400 円	▲ 6,384 円	▲ 6,680 円	▲ 6,680 円	▲ 6,650 円	▲ 29,597 円	▲ 60,391 円

裏面あり

2 誤徴収の主な原因

占有物件の種別や数量の誤入力によるものです。

また、担当者以外の他の職員や責任職によるチェック体制が不十分であったことも原因です。

3 再発防止に向けた取組

責任職のチェック体制を強化するとともに、職員のダブルチェックを確実にを行うことで、再発防止を徹底します。

お問合せ先
道路局河川部河川管理課長 仲澤 克彦 Tel 045-671-2819